

# 回 答 書

平成26年9月11日

工事名(委託業務名) 朝日ポンプ場電気設備更新工事

桶川市泉一丁目3番28号  
桶川市長 小野 克典

下記のとおり質問事項がありましたので回答いたします。

種 別	質 問 事 項	回 答
	<p>調査基準価格の算出方法について</p> <p>公表されている桶川市建設工事低入札価格調査制度取扱運用基準の2調査基準価格の算出方法の(1)に、下記算定方法が記載されております。</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>今回、工事設計書内訳書には上記に含まれない費目①機器費 ②据付(技術者)間接費 ③据付(機器)間接費 ④設計技術費がありますが、この①～④は上記ア～エのどれにも費目対象とならないのでしょうか? また、対象となる場合、各々どの費目の対象となるのか御教示願います。</p>	<p>桶川市建設工事低入札価格調査制度取扱運用基準では</p> <p><b>2 調査基準価格の算出方法</b> 要綱第3条に定める「調査基準価格」は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額とする。 (1) 設計金額算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じた額。ただし、その額が、設計金額に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、設計金額に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号の算定方法にかかわらず、設計金額に10分の7を乗じて得た額から設計金額の10分の9の額の範囲内の額</p> <p>となっています。</p> <p>2(1)で調査基準価格を算出した場合 ①機器費 ②据付(技術者)間接費 ③据付(機器)間接費 ④設計技術費については、桶川市建設工事低入札価格調査制度取扱運用基準 2調査基準価格の算出方法(1)における、アからエの対象にならないため、本工事における①から④の費用については、そのまま計上するものとします。</p> <p>なお、桶川市建設工事低入札価格調査制度取扱運用基準 2調査基準価格の算出方法(2)もありますので、運用基準を熟読して下さい。</p> <p><b>※低入札価格調査制度の要綱及び運用基準については、桶川市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。</b></p> <p><a href="http://www.city.okegawa.lg.jp/jigyosha/40/159/p001380.html">http://www.city.okegawa.lg.jp/jigyosha/40/159/p001380.html</a></p>